

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和3年度第2回芦屋市地域福祉推進協議会
日時	令和4年3月25日(金) 午前10時から正午
場所	芦屋市消防庁舎3階多目的ホール
出席者	会長 藤井 博志 副会長 杉江 東彦 委員 小西 明美, 加納 多恵子, 岡本 直子, 吉野 哲夫, 神田 信治, 和田 周郎, 冬頭 佐智子, 井岡 祥一, 川口 弥良, 竿尾 博司, 中山 裕雅 欠席委員 土田 陽三, 上住 和也, 仁科 睦美, 小泉 星児, 木下 隆志, 仁木 義尚, 長城 紀道, 白山 真悟, 西浦 哲雄 関係者 地域ケアシステム検討委員会 三谷 百香, 針山 大輔 第2層生活支援コーディネーター 船寺 恵子, 藤本 亮, 増原 統 関係課 監査指導課 篠原 隆志 福祉部福祉センター 細井 洋海 福祉部生活援護課 越智 恭宏 障がい福祉課 柏原 由紀 こども・健康部子育て推進課 小川 智瑞子 こども・健康部子育て推進課 久保田 あずさ
事務局	事務局 芦屋市社会福祉協議会 山岸 吉広, 小阪 明, 池原 恵子, 寺岡 由記 福祉部地域福祉課 安達 昌宏, 吉川 里香, 阿南 尚子, 岡本 ちさと, 阪口 祐紀
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者○人中○人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 報告

令和3年度地域発信型ネットワークの取組報告

(ア) 地域ケアシステム検討委員会

(イ) 専門職向けの気づきのポイントチェックシート

(ウ) 65歳プロジェクト～高齢障がい者に対するシームレスな支援システムづくり～

イ 協議

重層的支援体制の構築について

ウ その他

(3) 閉会

2 提出資料

- 事前資料1 地域ケアシステム検討委員会のロードマップ
- 事前資料2 専門職向けの気づきのポイントチェックシート
- 事前資料3 65歳プロジェクト-高齢障がい者に対するシームレスな支援システムづくり-
- 事前資料4 第4次芦屋市地域福祉計画(抜粋)
- 事前資料5 重層的支援体制整備事業 会議体関連イメージ
- 事前資料6 重層的支援体制整備事業「(仮)重層的支援チーム会議」開催フロー
- 事前資料7 芦屋市社会福祉協議会 第8次地域福祉推進計画体系(案)
- 事前資料8 地域づくりの会議開催の流れ
- 事前資料9 協議の目標
- 参考資料 地域支え合い推進員通信「あしもり」vol.4
- 参考資料 「ええやん!精道」vol.2

3 審議内容

(事務局 吉川)

ただいまから令和3年度第2回地域福祉推進協議会を開催いたします。久しぶりに参集での開催となりましたので、ぜひ忌憚のないご意見をいただければと思います。

(藤井会長)

おはようございます。お集まりいただき、ありがとうございます。やはり直接お話ができるよさを活かしながら協議いただきたいと思います。

国は、包括的支援体制の構築を自治体に義務化し、地域福祉で進めていくとしています。これは自治体格差を生む施策です。本質はネットワーク連携の仕組みのため、サービスを作るわけではないので形にならない。そういう仕組みを作っていくには、住民も専門職も行政も連携する意欲が必要です。

その格差がこの数年、多方面で出てきています。自治体は来年度から本格的に動き出す時期ですが、その時に動けない自治体、動ける自治体が出てきます。これまで芦屋市は頑張ってきたので、それぞれの立場で行政が示す図を見て、どう活かしていくか、論議できればと思います。それでは、報告事項からお願いいたします。

ア 報告

令和3年度地域発信型ネットワークの取組報告

(ア) 地域ケアシステム検討委員会

(事務局 小阪)

〔事前資料1〕地域ケアシステム検討委員会のロードマップについて説明いたします。

生活困窮者自立相談支援の相談対応の中から出された課題として、外国人への支援というものがありました。まずは、多文化共生について学ぼうということで、講師をお呼びし、勉強会を行いました。また、総合相談窓口のリーフレットを題材にし、やさしい日本語への変換のワークを行い、理解を深めました。

今後の課題として、福祉分野だけではなく、全市的な課題であるという認識を広めていかなければいけないと考えています。

(藤井会長)

コロナ禍で生活福祉資金等の受付から、外国人の課題が出てきています。大阪では、外国人を外国とつながる人、外国籍住民という表現をしています。どのような表現をしていくかも含

めて考えていけるといいと思います。

(事務局 池原)

〔事前資料2〕 専門職向けの気づきのポイントチェックシートについて説明いたします。

これまでは、専門職と住民の連携に力を入れて取り組んできましたが、今年度は新たに福祉専門職、医療機関、行政の窓口向けのシートの作成に取り組みました。

地域ケアシステム検討委員会でプロジェクトチームを立ち上げ、142名にアンケートへ協力いただき、その結果をもとにシートを設計しました。より身近に気づきの場面があることを伝えるとともに、自分が主に支援している対象者だけではなく、世帯全体を見渡してほしいというメッセージを入れる予定です。

(藤井会長)

地域福祉にとって、本人が発信するのが第一に重要ですが、発信できないニーズをどういう風に周りが掴んでいくのかというときにこの気づきのシートが使われ、次の段階として、気づいたニーズに関わるための仕組みとして、これから始まる重層的支援体制整備事業の取組みがあります。

(事務局 寺岡)

〔事前資料3〕 65歳プロジェクト高齢障がい者に対するシームレスな支援システムづくりについて説明いたします。

障がい福祉サービスの利用者が65歳到達時には、原則介護保険サービスに移行することとなります。しかし、移行にあたっては65歳になる3か月前からの介護保険の申請、そこから認定調査を受け、居宅介護支援事業所との契約等、短期間における急激な生活の変化があり、利用者やご家族が変化のスピードに対応できないことがあります。この課題は、障がい分野と高齢分野の分野横断的な課題であり、プロジェクトが発足しました。

プロジェクトでは、利用者の65歳を境とした生活の激変を避け、年齢による切れ目のない支援をするために、65歳を迎える11か月前から介護保険の利用を念頭においた準備を進めていくための一連の流れや紹介シートなどのツール、グランドルールの作成を目的に活動してきました。

当事者の協力のもと、モデルケースとして、連携ツールや支援者の一連の流れの確認や検証を行い、当事者のご家族からは、早い段階から介護保険サービスの説明があったためイメージが付きやすかったと意見をいただきました。

今後は、障がい福祉課、高齢介護課、障がい者基幹相談センター、高齢者生活支援センターの4機関で協力し、都度連携していきます。

(藤井会長)

色んな制度のはざまをつなぐために、障がい者の半分は高齢者でもあるため、この連携は非常に重要です。この取組は、専門機関と行政機関で実施しており、当事者に一部ヒアリングもしていますが、当事者団体にも意見を聞くという取組はしないのですか。

(事務局 小阪)

作成の過程では、ヒアリングはしていませんが、今後グランドルール等を修正していく上では、ヒアリングをしていきたいと思っています。

(藤井会長)

本協議会の委員が所属している芦屋市権利擁護支援システム推進委員会に意見を求めたりはしましたか。

(事務局 小阪)

行っておりません。

(藤井会長)

専門職での連携を進めていく上で、専門職が善意で行っていても、当事者の不利益になっていることもありますので、当事者が不利益にならないということを原点として検討していく必要があります。

絶えず当事者団体に正式に意見を求めて、当事者の不利益にならないことを確認しながら進めていくということが大切です。本当の意味で住民のための連携のために、今後はぜひ同時並行でお願いします。

それでは、協議事項に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局 吉川)

〔事前資料4〕第4次芦屋市地域福祉計画（抜粋）、〔事前資料5〕重層的支援体制整備事業会議体関連イメージについて説明いたします。

第4次芦屋市地域福祉計画は、令和2年度と令和3年度にかけて策定を行い、令和4年3月に完成します。

計画策定の背景と主旨としては、社会情勢と地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正があり、複雑化・複合化している地域の課題に関して、どういった形で連携することで課題を解決していくのかと検討を進めてきました。その中で、国が新たに示した事業として、重層的支援体制整備事業がございます。この事業は、属性を問わない、相談支援、参加支援、地域づくり支援に向けた支援を一体的に行う、包括的な支援体制を整備し、重層的なセーフティネットを作ることを目指すものです。

そのため、支援の対象者も福祉、保健医療、住まい、就労、教育、孤立などの課題を抱える全ての市民であり、具体的な取組は地域の実情に応じた進め方をすることになります。芦屋市としてもこれまで培ってきた連携をさらに強化して、体制整備を進めていき、令和4年度から本格的に取り組んでいきたいと考えております。

この事業をどのように進めて行くか、先ほど会長からネットワークということをおっしゃっていただきましたが、どのようなネットワークを作っていけば、きめ細かい地域の中での支援、発信ができない人も支えていけるのかということをお考えいただきながら進めて行きたいと思っております。

事前資料4の15ページに記載しております計画の目指す方向として、「みんなの参加と協働により、誰もが心地よく暮らせる共生のまちづくりを進めます」を基本理念に定め、地域づくりを進めていきます。以降、それぞれの推進目標を記載しており、19ページに計画の体系を掲載しており、推進目標が3つ、取組の方向性が20あります。その関係性を表したものを20ページに記載しています。まちづくりとの融合や多機関・地域住民との連携を進めて行きたいと思っております。

事前資料5について、先ほど、20の施策の関連図を示しましたが、これまで行ってきたことがどこに位置することなのかを整理し、新たな体系をイメージしたものです。

①多機関協働支援会議は、行政や専門職の連携として多機関の協働を推進し、それぞれが抱えているケースの方が地域の中でどのような役割を持って生活していくのがいいのか考え

る、参加の推進にもつなげていくために設置しているものです。

④地域づくりの推進は、生活の場でもある地域の中で課題を抱えている方をどのように支えていくのか、そういった方と一緒に暮らしていく地域とはどういうものなのかを意識しながら、一体的に考えていきたいということで、この図を作成しています。

また、③庁内連携会議は、関係機関、専門職との連携と合わせてこれまで以上に市役所内の連携を強化し、必要となる新たな施策を考えていき、⑤地域福祉推進協議会では、地域全体の重層的な支援体制が進んでいるかを俯瞰する会議体として新たなシステムの推進を行っていきたいと考えています。

〔事前資料6〕重層的支援体制整備事業「(仮)重層的支援チーム会議」開催フローをご覧ください。

これまでも個別のケースを支える支援者会議は開催されていましたが、その中だけでは取扱うことが難しいケースについて連携を行う新たなチーム会議を検討しております。現在、構成等について検討中のものではありませんが、現時点の連携イメージとしてご覧ください。

(事務局 山岸)

「(仮)重層的支援チーム会議」は、重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働の中心となる会議として位置付けています。

開催フローについては、社会福祉協議会も協働して作成しました。地域からあがってきた課題をどう受け止めていくのか、行政や関係機関が解決に向けた連携の仕組みということを協議してきました。

地域ケアシステム検討委員会の中で、令和元年に試行的に支援チーム会議を行い、複合的な課題をもつ対象者をどう支援するのかということについて協議を行いました。各機関が持ち帰って支援を継続することが困難でした。

そのため、令和2年、3年は、社会福祉協議会内部で、生活困窮者自立相談支援事業、権利擁護支援センター、障がい者相談支援センター、高齢者生活支援センターの各担当職員を中心に協議を進め、複雑化・複合化した課題を抱えた世帯の対象ケースのイメージを定め、このフローを作成しました。行政や地域住民、各関係機関と一緒に取り組んでいきたいと考えています。

〔事前資料7〕芦屋市社会福祉協議会 第8次地域福祉推進計画体系(案)をご覧ください。社会福祉協議会では、地域福祉推進計画が始まりますが、市と理念を共有したうえで一体的に進めていき、社会福祉協議会では具体的な活動について取り組んでいきます。

本来の地域づくりに重点を置いており、地区福祉委員会、自治会との連携、小地域福祉活動、あるいは話し合いの場をつくる内容としていますが、詳細は担当よりご説明させていただきます。

(事務局 小阪)

〔事前資料5〕重層的支援体制整備事業 会議体関連イメージをご覧ください。

下部の地域づくりの支援領域では、地域の中のさまざまな話し合いの場をつなぎあわせていくことで、ビジョンの共有、プロジェクトの創出などが生まれていくと考えています。

〔事前資料8〕地域づくりの会議開催の流れをご覧ください。

地域づくりでは、具体的な取組がイメージしやすいため、課題よりもビジョンを話し合うことを念頭に置いています。この流れは、一つ一つを行き来しながら、丁寧に段階を踏んで進んでいくことを想定しており、自分たちの地域のことは、自分たちで考えるという主体形成に取り組んでいきたいと思っています。

地域づくりについては、これまでは課題を話し合うことが多かったですが、こんなまちにし

たいというビジョンを話し合う人を少しずつ増やしていくために、まずは代表・副代表の理解を得たうえで、地区福祉委員会を中心に進めていきたいと考えています。

地区福祉委員会で生まれたビジョンを、自治会やさまざまな話し合いの場のメンバーを交えた私たちのまちについて語り合う会で、活動の共有や地区のビジョンづくり、現状の整理、活動実行のプロジェクトと段階を進めていきたいと思います。

(藤井会長)

それでは、これまでの説明を〔事前資料4〕第4次芦屋市地域福祉計画（抜粋）の（4）施策の関連図を中心にまとめて解説します。

多機関協働、重層的支援といった、国の言葉を理解するのは大変ですが、要は、これまで芦屋市は地域と専門職の連携をずっと考えてきたわけです。国は後追いでやってきて、それを受けて芦屋市は精緻化していき、来年度から新しい地域福祉計画で進めていきます。今まで地域福祉の積み上げてきたもののいよいよ本番というわけです。

事前資料4の黄色の部分、「多機関の協働推進」、「参加の推進」「地域づくりの推進」は、国の言葉で言うと、「断らない相談」、「参加支援」、「地域づくり支援」となります。重層的というのは、この3つを重なり合わせて一体的に進めて行くということです。皆さんの立場で、例えば、地域づくりに重点を置いている場合、参加や多機関の協働とどう関わっていくのかという見方で見ていただきたいです。

「多機関の協働推進」について、多機関協働推進会議と庁内連携会議がありますが、要は、漏れの無い相談支援体制の構築のためには、2つのネットワークが必要ということです。一つは、行政の相談の多くは、多くが委託業務となっています。その連携の主が、多機関協働推進会議です。先ほど報告にもありましたが、過去に同様の試みがありましたが、失敗したのは、現実的に各分野のワーカーが縦割りだからです。それぞれの機関の糊を超えて連携しようという気がないからです。本当に実現しようと思ったら、どういう風にワーカーがどう変わっていかないといけないのかということの本気で考えていく必要があります。

もう一つは、庁内連携会議というネットワークです。福祉の法律は縦割りなので、放っておけば縦割りになるところを、権限を越えて係長同士が実務者の立場で連携できるかどうかは、とても努力が必要なことです。要は、日本の福祉は縦割りであるため、外部化された相談機関も行政の職員も、制度外のことも考えた連携が本当にできるのか、ということです。

相談機関のネットワークと庁内のネットワークの両方が合わさって初めて完成するものですから、この設計をしてあと最低5年はかかると思います。この5年どう取り組んでいくのが重要です。

「地域づくりの推進」については、これから地域が疲弊していきます。そのため、まちづくりと一体となってどうビジョンを考え、進めていけるかです。一般の地域づくりと福祉の地域づくりを誰と連携していかないといけないのか等を考えながら、ドッキングしていかないといけません。

「参加の推進」では、多機関協働の専門職と地域づくりの両方と絡むことを指しています。国は、参加支援という言葉を出してきましたが、参加支援は相談支援からしたら当たり前の話で、個別の相談の出口は、対象とする方が孤立から社会に参加することです。多機関協働の推進の目的は、参加支援なのです。

地域づくりの方からすれば、地域で孤立している人がもっと地域と関わる場、そういう場を今までもつくってこられました。そういう参加できる場を地域がどんどん作っていく。地域づくりからの参加の推進は、社会参加資源をつくっていくことです。つまり、参加の推進は、多機関協働の推進からも、地域づくりの推進からも迫っていく領域になります。その中にそれぞれの立場の活躍する場があるというものになります。それでは協議内容について説明をお

願います。

(事務局 吉川)

〔事前資料9〕協議の目標について説明いたします。

まず一点目は、先ほど会長からご説明のありました各連携のイメージの理解を深めていただくこと。二点目は、イメージができたものを現実にしていくために課題となることの克服に向けてご意見を出し合っていたいただきたいと思いますと思っています。

事前に事務局で課題となると想定される点については、事前資料9に記載のとおりとなっておりますので、まずはそこからご意見をいただきたいと思いますと思っています。

(グループ協議)

(事務局 吉川)

それでは、各グループで話し合った内容の発表をお願いいたします。

(事務局 山岸)

2グループです。地域の中では、地域で核になる人が必要で、人を中心に行っていく必要があります。地域によって上手く連携できているところとできていないところがあります。例えば、三条地区などは自分たちで組織化できていますが、できていないところをどうしていくのか、ということを考えていくことが必要ではないかという意見がありました。

また、社会福祉法人が地域とどう関係性をつくっていくのかを考えていけないといけない、ただその中の課題として、多機関協働を誰が中心になっていくのか、共通認識がないと進んでいけないといった意見やこれまで相談窓口を高齢者生活支援センターや総合相談窓口を中心としてきたが、多機関協働によってどこに相談してもいいとなると逆に地域住民が困ってしまうことはないかという懸念もありました。

その他では、地域では井戸端会議で話されていることもあるので、専門職が地域に出ていくことも必要であり、地域住民と共有認識を持つためには、根気強く説明を続けていくこと。また、地域の魅力を発信するだけでなく、魅力を発見しつつ課題も発見することが大切で、潮見地区ではそのような動きがあり、地域住民をどこかの場に呼ぶのではなくて、地域に専門職が出向いていき、そういった課題を拾っていくことも必要といった意見が出ました。

(事務局 池原)

1グループについて発表します。民生委員さん、自治会の方、企業さん、地域支え合い推進員で主に地域づくりの推進について話し合いました。

地区福祉委員会は、月に1回又は2ヶ月に1回開催されていますが、現在、話し合いのテーマが高齢者の話題に偏ってしまっているため、今後は障がいのある方、子ども、外国人の方も含めたいような福祉の課題があるということを考えながら話し合いを進める必要があるということ。また、新たに何かを始めると負担感を与えてしまうかもしれませんが、これまでと異なり、企業等が加わってくれるなど、自分たち以外の力を借りて皆の問題として考えていくことができるメリットも伝えていくことで、負担感を減らすことができるのではないかと。

また、語り合う会のテーマは、地域の課題について話し合う等は漠然としているのでキャッチーなテーマが必要です。例えば、「防災」は幅広い層に共通するテーマであるため、取り組みやすい一つです。コープこうべでは、先日防災のまちあるきを実施し、子どもや高校生、車椅子の方も参加してみんなで実際に歩いてみるという取り組みを行いました。参加する中で気づくこともありますし、参加していない人も何をしているのだろうと関心を持ってもらう

きっかけにもなりました。地域では、会議室の中で話をするだけではなくて、外に出ていくことで顔見知りを増やしていくことや、企画の段階から学生や若い人も一緒に参加して考えていくことも大切では、という意見がありました。

(事務局 小阪)

3グループです。学校教育の現場で、様々な子どもの課題があった際に、家庭支援では連携が大切になってきますが、現状縦割りになっている部分もあるため、今後は解消できるようにさらに連携を進めていきたい。

また、まずどこに相談したらいいかわからないという声もあり、仕組みができていくことで、よりスムーズに連携できるようにしていき、一般職員向けに気づきのポイントチェックシートも活用していきたい。

多機関協働については、それぞれの担当領域をこえることに対する意識の改革が大切ですが、現場だけでは難しいため、組織の運営者側からの働きかけも重要になってくる、という意見がありました。

(事務局 寺岡)

4グループです。関係図のように、人と人だけではなくて、機関と機関、制度と制度をつないでいき、孤立を予防していかないといけないという意見がありました。

子育て部門から、母子支援員が一人しかおらず、抱えこんでしんどくなってしまうことがあります。支援者が抱えてしまうと問題解決に時間もかかってしまうことにもつながるため、支援者の孤立を防ぐことも大切です。「(仮)重層的支援チーム会議」のようなものができれば、多機関や他者からの意見が聞け、経験にもなり、少しでも気持ちが楽になるのではないかと。

一方で、各機関が現在もめいっばい役割を持っている中で、「(仮)重層的支援チーム会議」ができることで、どれくらい負担感が生じるのか、だれがコーディネートし、どの流れで進めていくのか等課題があります。その中で、これからこれらを進めていながら明確にしていくことでこの仕組みが大切だと皆で実感していけたらいいのでは、また、問題解決だけではなくて、何が足りていないのか気づきの機能も持って備えていけたらいいという意見がありました。

障がい分野では、18歳になると学校から作業所に行くことが多いですが、作業所で過ごす時間は学校と比べて短く、家族が帰ってくるまでの空白時間ができてしまう等もあり、障がい者の居場所づくりを検討しており、重層的支援体制整備の中でその話も進めていきたいというお話もありました。

(藤井会長)

皆さん、貴重な意見をありがとうございます。

今後、日本の構造変革が起こりますので、従来どおりの構造では持たなくなります。この5年から10年間の分かりやすい変化は、担い手の減少です。行政職員、専門職が減り、地域も少子高齢化で担い手が減り、単身化、家族の縮小化によりニーズが増大します。周りが総合的に対応しなければならなくなり、ニーズが増大する中で、みんなが押し付け合いをするのか、協力するのかわどちらかです。押しつけ合いをする地域は崩壊してしまいます。みんなでしんどい中で共闘しようという地域では、社会対応が進んでいき、知恵が生まれてきます。

これは、今後の姿を構想すればすぐにできるものではなく、この5年から10年をかけて、ビルド&スクラップの発想のもと、トライ&エラーを積み重ねていくことが非常に重要です。行政にとっては、行政改革です。従来通りの発想で連携してはいけません。今までの縦割りから、法令遵守しながら、横にもつながって、なおかつ住民ともつながってやっていかないと

といけません。

これは福祉職も同じで、高齢や児童などの専門分野だけでは、世帯、孤立の問題に対して対応できません。ワーカーが自ら自己改革し、ジェネラルソーシャルワークの考え方が必要です。また、ワーカーがその気になっても、組織がその気にならないとワーカーが孤立してしまいます。さらに、組織がその気になっても制度のはざまの問題は抱えきれないため、ワーカー、組織、それを支える自治体の仕組みが必要になってきます。

きれいには進みませんが、そのような方向に向かって進んでいきます。大きくは地域づくりと専門職や庁内連携のこの二つです。

地域づくりについては、地域づくりに関わる前に、しっかりと地域診断を行う必要があります。どこにリーダーがいて、どこの組織が強くて、どのような課題を抱えていて、どういう連携ができるのかという仮説がないと始まりません。令和4年3月時点で地域診断ができているのが前提ですが、できていなければ、来年度早急に半年から10か月ぐらいかけて実施し、コミュニティ・オーガナイズング等専門的な手法も学んでください。

住民が地域づくりをする出発点は、私発です。私がこんな地域で生きたいという発信です。世のため、人のためでは動きません。私発がエゴでは賛同してもらえませんが、私の私発とあなたの私発は一緒という共感があってビジョンが生まれてきます。そういった気持ちの掘り起こしをやっていく必要があります。住民が地域づくりに向かっていく準備と技法を身に付けてください。

行政職員も含めて専門職は、横断的に連携が出来て、なおかつ住民と協働できるワーカーを育てていくことが原則です。また、支援は地域場で解決していくこと。地域に出向いて、関係者と解決していく。そんな余裕も時間もあるのかという現実問題がありますが、基本的な考え方として持っておき、トライ&エラー、ビルド&スクラップでやっていく。地域ケアや地域生活支援は、地域の社会関係を断ち切らないために、地域場で本人を含めたみんなと一緒に支援スタイルを作っていくことが重要です。

最後に、生活協同組合は協働組織で、社会的には中間組織になります。企業と個人の間で立って協働をつくっていく組織です。社会福祉協議会やNPO法人も同様で、企業と個人、行政と個人の間で立って協働を進めていく組織が非常に重要になってきます。

こういった大きな流れを確認しながら、お互い連携していくのが推進協議会ですので、ぜひ第4次芦屋市地域福祉計画に基づいて皆さんと進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局 吉川)

参考資料の地域支え合い推進員通信「あしもり」vol. 4、「ええやん！精道」vol. 2の紹介です。地域支え合い推進員が地域での活動をまとめたものになっていますので、地域の中で面白い活動やこんなことをやりたいと思っている人がいるという情報がありましたら、情報提供をお願いいたします。

(藤井会長)

それでは、閉会の挨拶を副会長からお願いします。

(杉江副会長)

今回、会長がずっと言っておられた連携とコミュニケーションが大切というお話でした。久しぶりにお顔を見ながら議論するというのが何より大切だと思いました。私たち委員一人一人が意識を持って、また意識を変えていくことが大切で、その場がこの推進協議会であると思いました。新たなお話もありましたので、推進していくのが私たち委員の役割だと思っております。

で、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

(藤井会長)

それでは、これで閉会します。

閉 会